

高萩北地区第 2 回学校運営協議会会議録

本高萩北地区第 2 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 5 年 6 月 2 2 日 (木)
場 所	日高市立高萩北小学校
出 席 者	杉山博行、小泉敬子、谷古宇裕子、嶋田洋美、新 晴美 松田征彦、土屋礼子、斉藤 弘、高沢次男、湯本考一、 橋本泰伸、島津芳久、阿部武晴、岡村未来、川北 洋、 初野聡子、小坂井啓二
欠 席 者	
審 議 事 項 及び決定事項等	1 「輝多っ子サポーターズ」地域学校協働活動全体会に向 けて 【決定事項等】 希望調査してグループ分けをして始動する。
会 議 資 料	1 高萩北小学校 6 月学校だより 2 高萩北中学校 6 月学校だより
会 議 の 経 過	1 挨拶 小坂井 6 月に入り、2 回目を開催するのは北小中が最初。 2 近況報告 高萩北小学校 授業参観をしていただきありがとうございます。天候が 悪い中、安全に楽しく過ごせるように、各学年工夫してい る。6 月に入って、プール清掃をおこないました。1 2 日に プール開き。5 年生が名栗げんきプラザで宿泊学習を行い、 さまざまな経験をして、成長できた。来週は、6 年生の修学 旅行が行われる。 普段の様子は HP を見てほしい。 高萩北中学校

中学校も各学年で行事が進んで、3年生は修学旅行で京都奈良へ。2年生は鎌倉方面、1年生は川越で校外学習を行った。通信陸上大会の1500mで全国大会の標準記録を突破。愛媛県で行われる全国大会に出場する。北校舎の改修工事が始まった。

部室棟の窓が割られた。5月22日(月)1枚、25日木曜日に2枚、次の週も3枚、1枚割られる。しばらくなかったが、16日金曜日に体育館の放送室の窓が割られた。

警察もパトロールしてくれることになっている。

- ・健全育成の方にも連絡してほしい。学校だけで解決は難しいから地域と協力してパトロールやりましょう。
- ・小中高で情報共有したほうがいい。
- ・緩み出すと連鎖していろいろな事件が起きてくる。
- ・昔の記憶が薄くなっているから、思い出して対応していきましょう。もう1回心したほうがいい。
- ・こういう事があったときは、健全育成にも連絡を必ずしてもらって、みんなで対応していきましょう。民生委員にも情報を伝えて、協力することが必要。

3 協議

(1)「輝多っ子サポーターズ」地域学校協働活動全体会に向けて

館長

輝多っ子サポーターズを動かしていく。メンバーの調査票を配って、希望を調査させてもらいます。チームのリーダーを決めてもらって、地域パトロールなどしていく。

- ・本格的に動き出します。グループに分けて活動していきます。
- ・来週、中学校の花うえ6月27日、29日8:30～6年生と花植え。7月7日中1との除草作業。
- ・学校が終わった夏休み期間中の土日をパトロールしようと思っています。
- ・南側は花植えしてもいいのか。

→校長：ぜひお願いします。

- ・グラウンドの釘の件を頼んでいた件はどうなっているか。

- あっただらすぐ取るようにしている。学校も1回全部取り外した。釘がたくさん出てきた。昔のロープが残っており、浮いてきてしまう。スポ少は見ればすぐ取るか、叩くかしている。
- 中学校はほとんど釘は打たない

4 意見交換

PTAのあり方について

- BJの集まりの時に、PTAに関わっている人々で話し合い、29日の夜に話し合うことになった。
- 制服について（女子も着用できるスラックスについて）
→職員会議で意見を聞いて最終決定する。

5 その他

今後学運協で考えるべきこと。

- 小学生がパソコンを上手に使っているのにびっくりする。ある県の小学生は教科書ではなく、パソコンだけ持って学校に通っている。日高高校で聞いた話。高校は自分で買ったパソコンを使って授業をしている。

校長：卒業講話の時の笠松先生にICT教育について講演していただく。来週もし都合が付けば、皆様にも来てほしい。内容は視力について、どのくらい低下しているか。仙台市内の実力テストとの相関など話される。

校長：8月22日9：30～

地域学校保健委員会でレジリエンス（耐性）についての講演会を行う。北小の視聴覚室で夏休みに行うので参加をお願いします。

- 7/14：日高高校で薬物乱用防止教室
- 7/21：中学校で生徒会と一緒に薬物乱用防止のティッシュを配布する。
- 学校の経営方針にあった道徳教育について

→現状、不登校だったり、人間関係で困り感を持っている生徒が増えている。それを解決するために、特別活動でやっていこうと動いていたが、それだけではうまく行っていないので、人の痛みがわかる、また、自分の考えを持つ

	<p>たり、他者の意見を聞いたりすることが必要。そのために道徳教育を学校教育全体でやっていくことが必要と考えた。核となる道徳の授業について研修を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近ニュースを見ると若い人の犯罪が増えている。昔からの日本人の魂を持っていくことが必要になると思う。学校を出たらどうやって生きていくか、しっかり規律を身につけることが必要。 <p>次回は北中 14:00～授業見学 15:00～学校運営協議会</p>
--	--

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項

(2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。